

(証券コード：6505)
2025年8月7日
(電子提供措置の開始日2025年8月1日)

株主各位

東京都中央区八重洲一丁目4番16号
東洋電機製造株式会社
代表取締役社長 渡部朗

第164回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第164回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第164回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.toyodenki.co.jp/ir/agm.html>

また、上記のほか、以下の東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しております。銘柄名「東洋電機製造」又は証券コード「6505」を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト <https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、3～4ページの議決権行使についてのご案内に従って、2025年8月26日（火曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2025年8月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号サピアタワー5階
「ステーションコンファレンス東京」501会議室
3. 目的事項
- 報告事項 1. 第164期（2024年6月1日から2025年5月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第164期（2024年6月1日から2025年5月31日まで）計算書類の内容報告の件
- 決議事項
- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役7名選任の件
- 第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以上

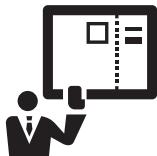
~~~~~

◎ 株主の皆様にご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・「会計監査人に関する事項」
- ・「業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの基本方針）及び当該体制の運用状況の概要」
- ・「会社の支配に関する基本方針」
- ・「連結株主資本等変動計算書」
- ・「連結注記表」
- ・「株主資本等変動計算書」
- ・「個別注記表」

◎ 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご理解賜りますようお願いいたします。



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



## 株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、本定時株主総会当日に会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。) また、本招集ご通知をご持参ください。会場へのアクセスにつきましては、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

四

2025年8月27日(水曜日)  
午前10時



## 書面（郵送）で議決権 を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函下さい。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

### 行使期限

2025年8月26日(火曜日)  
午後5時到着分まで



### インターネット等で議決権 を行使される場合

次ページの案内に従って、議案に対する  
賛否をご入力下さい。

### 行使期限

2025年8月26日（火曜日）  
午後5時入力完了分まで

## 議決権行使書のご記入方法のご案内

→こちらに議案の賛否をご記入下さい。

第1号議案

第3号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
  - 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印
  - 全員反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印
  - 一部の候補者に  
    反対する場合 ➡ 「賛」の欄に○印をし、  
    反対する候補者の番号を  
    ご記入下さい。

※議決権行使書はイメージです。

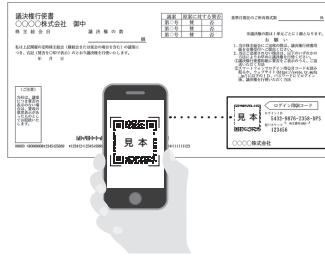
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネット等による議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

議決権行使書用紙に記載のログインID・仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取って下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

インターネットによる議決権行使  
パソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、  
右記にお問い合わせ下さい。

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

## ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスして下さい。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックして下さい。

- 3 以降は画面の案内に従って賛否をご入力下さい。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料／受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

(2024年6月1日から)  
(2025年5月31日まで)

## I. 企業集団の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2024年6月1日～2025年5月31日）における我が国経済は、雇用や所得環境の改善により、景気は緩やかな回復基調が継続しました。企業収益の改善等を背景に、設備投資は底堅さを維持しておりますが、米国の関税措置やこれを受けた米中貿易摩擦の長期化、地政学リスクの高まり、物価高の影響、金利・為替の変動等により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループでは、2026年5月期を最終年度とする「中期経営計画2026」において、「新しい事業・製品の拡大」と「既存事業の徹底した収益体質の改善」を進め、「資本コストを意識した資産効率の改善」を行うことで、ROE 8%を目指して取り組んでいます。

この結果、当連結会計年度における業績は次のとおりです。

受注高は、前期比8.4%減の403億19百万円となりました。

売上高は、前期比26.1%増の405億39百万円となりました。

営業利益は、前期比157.0%増の23億84百万円、経常利益は、前期比73.8%増の25億84百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は、前期比127.6%増の21億28百万円となりました。

これにより、「中期経営計画2026」で掲げた2026年5月期(最終年度)目標である売上高400億円、営業利益率5%、ROE 8%を1年前倒しで達成いたしました。

なお、当社グループの事業は個別受注生産であり、四半期連結会計期間別の業績には変動があります。

報告セグメント別の状況は次のとおりです。

#### <交通事業>

国内では、インバウンドの回復等による鉄道利用者数の増加を受けて、鉄道事業者の車両投資が活発であり、新造車用製品や機器更新の受注が増加しております。

海外では、中国の高速鉄道向け部品の受注が堅調に推移しております。

受注高は、JR向け、中国向けで増加したものの、前期のインドネシア向け大口案件の反動減により、前期比9.7%減の277億47百万円となりました。

売上高は、前期に受注したインドネシア向け大口案件の生産、出荷が順調に進捗したほか、民鉄向け新造車用製品や中国向け保守部品が増加したことから、前期比34.2%増の大幅増収により278億22百万円となりました。

セグメント利益は、売上高の増加等により前期比51.4%増の36億14百万円となりました。

#### <産業事業>

自動車用試験機では、自動車電動化への対応に向け、インタイヤハウスダイナモのラインナップの拡充を進めしており、引き合いも増加しております。

生産・加工設備では、省エネルギー・省メンテナンスのニーズの高まりを受けて、グループ会社と連携した技術提案の強化による受注拡大を目指しております。

発電・電源システムでは、官公庁（防衛装備庁など）や通信事業者、金融機関向けにBCP対応を目的とした非常用発電機の受注・引き合いが増加しております。

受注高は、自動車用試験機、生産・加工設備が減少し、前期比9.1%減の109億86百万円となりました。

売上高は、発電・電源システム、自動車用試験機が増加したことから、前期比6.2%増の108億95百万円となりました。

セグメント利益は、採算性の向上等により、前期比38.2%増の14億25百万円となりました。

#### <ICTソリューション事業>

駅務機器システムでは、交通サービスの利便性向上を目的としたキャッシュレス化、チケットレス化などの動きがあり、これらに対応したシステムの開発に取り組んでいます。

遠隔監視システムでは、事業領域の拡大に向け、低価格で移動体・設備の監視を実現する新型IoT端末の開発に取り組んでいます。

受注高は、キャッシュレス化に対応した駅務機器の受注増加により、前期比29.8%増の15億81百万円となりました。

売上高は、前期に受注した大口案件が順調に進捗したことなどから、前期比59.5%増の18億17百万円となりました。

セグメント利益は、売上高の増加等により、前期比72.6%増の5億43百万円となりました。

※報告セグメント別の売上高については、「外部顧客への売上高」であり、「セグメント間の内部売上高又は振替高」は含みません。

## 2. 設備投資等及び資金調達の状況

当連結会計年度における当社及び子会社の設備投資等の総額は4億2百万円であり、主なものは滋賀竜王製作所の生産設備等の取得であります。なお、これら設備投資は、自己資金により実施しております。

## 3. 対処すべき課題

### (1) 「中期経営計画2026」(期間2023年5月期～2026年5月期)について

当社グループでは、2026年5月期を最終年度とする「中期経営計画2026」において、「新しい事業・製品の拡大」と「既存事業の徹底した収益体質の改善」を進め、「資本コストを意識した資産効率の改善」を行うことで、売上高400億円、営業利益率5%、ROE8%を目指して取り組んでいます。

#### ● 「中期経営計画2026」の目標とする経営指標と進捗状況 (億円)

| 全社(連結)  | 中期経営計画2026     |                |                | 2026年5月期 |         |
|---------|----------------|----------------|----------------|----------|---------|
|         | 2023年5月期<br>実績 | 2024年5月期<br>実績 | 2025年5月期<br>実績 |          |         |
| 売上高     | 310.2          | 321.4          | 405.3          | 400.0    | 400.0   |
| 営業利益    | 5.1            | 9.2            | 23.8           | 24.0     | 20.0    |
| (営業利益率) | 1.7%           | 2.9%           | 5.9%           | 6.0%     | 5.0%    |
| 経常利益    | 9.8            | 14.8           | 25.8           | 25.0     | 24.0    |
| 純利益     | 8.2            | 9.3            | 21.2           | 22.5     | 16.0    |
| ROE     | 3.5%           | 3.7%           | 8.0%           | 8.0%     | 8.0%    |
| 配当性向    | 32.7%          | 30.1%          | 30.3%          | 30.1%    | 30.0%以上 |
| 受注高     | 332.4          | 440.1          | 403.1          | 410.0    |         |
| 受注残高    | 294.9          | 413.7          | 411.5          |          |         |

2025年5月期は、「中期経営計画2026」で掲げた2026年5月期(最終年度)の数値目標を1年前倒しで達成いたしました。しかしながら、持続的な成長に向けた抜本的な収益力の強化と資産効率の改善は引き続き重要な課題と捉えており、「中期経営計画2026」の完遂に向け、計画を着実に実行してまいります。

(2) 「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」について

東京証券取引所からの要請を受けて2024年7月に開示した「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応」について、改めて当社の現状を分析・評価し、改善に向けた今後の取組みを本年7月にアップデートいたしました。

今後も、ROEの維持向上とともに、期待成長率の向上や株主還元の充実などにより、PBRの改善を図ってまいります。

●具体的な取組み

|          |                                                                                                                    |
|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 収益力の強化   | <ul style="list-style-type: none"><li>・営業強化による受注の拡大</li><li>・既存事業の徹底した収益体質の改善</li></ul>                            |
| 資産効率の改善  | <ul style="list-style-type: none"><li>・政策保有株式縮減の継続</li><li>・運転資本の圧縮によるバランスシートの改善</li></ul>                         |
| 期待成長率の向上 | <ul style="list-style-type: none"><li>・新しい事業・製品に向けた投資の拡大</li><li>・人事戦略の推進による従業員エンゲージメント向上</li><li>・IRの充実</li></ul> |
| 株主還元の充実  | <ul style="list-style-type: none"><li>・配当性向30%以上の維持（下限30円）</li><li>・機動的な自己株式取得の継続</li></ul>                        |

詳細は、2025年7月14日付『資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について(アップデート)』にて公表しておりますのでご参照ください。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

#### 4. 財産及び損益の状況

##### (1) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

| 区分                                                      | 第161期<br>2021年6月～<br>2022年5月 | 第162期<br>2022年6月～<br>2023年5月 | 第163期<br>2023年6月～<br>2024年5月 | 第164期<br>(当連結会計年度)<br>2024年6月～<br>2025年5月 |
|---------------------------------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|-------------------------------------------|
| 受注高 (百万円)                                               | 30,447                       | 33,246                       | 44,019                       | 40,319                                    |
| 売上高 (百万円)                                               | 30,158                       | 31,025                       | 32,140                       | 40,539                                    |
| 経常利益 (百万円)                                              | 766                          | 987                          | 1,487                        | 2,584                                     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失 (△)<br>1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円) | △930                         | 824                          | 935                          | 2,128                                     |
| 総資産 (百万円)                                               | 46,916                       | 49,682                       | 51,652                       | 53,210                                    |
| 純資産 (百万円)                                               | 22,012                       | 24,582                       | 26,070                       | 27,385                                    |

##### (2) 当社の財産及び損益の状況の推移

| 区分                                            | 第161期<br>2021年6月～<br>2022年5月 | 第162期<br>2022年6月～<br>2023年5月 | 第163期<br>2023年6月～<br>2024年5月 | 第164期(当期)<br>2024年6月～<br>2025年5月 |
|-----------------------------------------------|------------------------------|------------------------------|------------------------------|----------------------------------|
| 売上高 (百万円)                                     | 25,834                       | 26,811                       | 26,715                       | 35,310                           |
| 経常利益 (百万円)                                    | 342                          | 444                          | 741                          | 2,009                            |
| 当期純利益又は当期純損失 (△)<br>1株当たり当期純利益又は当期純損失 (△) (円) | △1,144                       | 551                          | 666                          | 1,718                            |
| 総資産 (百万円)                                     | 43,154                       | 45,542                       | 45,834                       | 47,357                           |
| 純資産 (百万円)                                     | 17,590                       | 19,710                       | 20,246                       | 20,822                           |

- (注) 1. 1株当たりの当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。  
 2. E-Ship信託が保有する当社株式を、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております。

## 5. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社の状況

会社法第2条第4号並びに会社法施行規則第3条第2項及び第3項に基づく親会社はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

| 会 社 名           | 資 本 金  | 出資比率 | 主 要 な 事 業 内 容                                |
|-----------------|--------|------|----------------------------------------------|
| 東洋工機株式会社        | 100百万円 | 100% | 鉄道車両用電機品の製造・修理                               |
| 泰平電機株式会社        | 100百万円 | 100% | バス及び鉄道車両用ドアエンジンの製造・販売                        |
| 東洋産業株式会社        | 200百万円 | 100% | 電気機器の販売・修理・保守・点検、電子計算機附属装置の保守サービス、消耗品及び部品の販売 |
| 株式会社ティーディー・ドライブ | 150百万円 | 100% | 電動機及び発電機の製造・販売・修理                            |
| 東洋商事株式会社        | 30百万円  | 100% | 人材派遣、福利厚生施設の運営                               |
| 洋電貿易（北京）有限公司    | 19百万元  | 100% | 鉄道車両用電機品の販売、輸出入業務、アフターサービス業務                 |
| 常州洋電展雲交通設備有限公司  | 27百万元  | 100% | バス・鉄道車両用電機品の部品の製造・販売ほか                       |

## 6. 主要な事業内容

当社グループは、鉄道用及び一般産業用電気機械器具の製造並びに販売を主な事業としており、各事業部門の主要な製品は、次のとおりであります。

| 事 業 部 門      | 主 要 製 品                                               |
|--------------|-------------------------------------------------------|
| 交 通 事 業      | 鉄道車両用電機品、新交通システム車両用電機品、特殊車両用電機品、鉄道用電力貯蔵装置             |
| 产 業 事 業      | 産業用生産・加工設備用システム、自動車試験システム、発電・電源システム、上下水道設備システム、車載用電機品 |
| ICTソリューション事業 | 駆務機器システム、IoTソリューション（クラウド型遠隔監視制御システム）                  |

## 7. 主要な事業所

### (1) 当社の主要な事業所

① 本 社 東京都中央区八重洲一丁目4番16号

#### ② 支社・支店・営業所

|                     |                     |
|---------------------|---------------------|
| 大 阪 支 社 (大阪市北区)     | 仙 台 営 業 所 (仙台市青葉区)  |
| 名 古 屋 支 社 (名古屋市中村区) | 横 浜 営 業 所 (横浜市神奈川区) |
| 九 州 支 店 (福岡市博多区)    | 沖 縄 営 業 所 (沖縄県那覇市)  |
| 北 海 道 支 店 (札幌市中央区)  |                     |

#### ③ 工 場

|                           |
|---------------------------|
| 横 浜 製 作 所 (横浜市金沢区)        |
| 滋 賀 竜 王 製 作 所 (滋賀県蒲生郡竜王町) |

### (2) 子会社等の主要な事業所 (※は関連会社)

#### ① 国内子会社及び関連会社

|                             |                   |
|-----------------------------|-------------------|
| 東 洋 工 機 株 式 会 社             | 本社／工場 (神奈川県平塚市)   |
| 泰 平 電 機 株 式 会 社             | 本社／工場 (東京都板橋区)    |
| 東 洋 産 業 株 式 会 社             | 本社 (東京都大田区)       |
| 株 式 会 社 テ ィ 一 デ ィ 一 ・ ド ライブ | 本社／工場 (滋賀県蒲生郡竜王町) |
| 東 洋 商 事 株 式 会 社             | 本社 (横浜市金沢区)       |

#### ② 海外子会社及び関連会社

|                                       |                      |
|---------------------------------------|----------------------|
| 洋 電 貿 易 (北 京) 有 限 公 司                 | 本社 (中華人民共和国北京市)      |
| 常 州 洋 電 展 雲 交 通 設 備 有 限 公 司           | 本社／工場 (中華人民共和国常州市)   |
| 成 都 双 洋 軌 道 交 通 裝 備 有 限 公 司           | 本社／工場 (中華人民共和国成都市)   |
| SIAM TOYO DENKI Co., Ltd.             | 本社 (タイ王国バンコク市)       |
| TOYO DENKI RAILWAY SERVICE, LLC.      | 本社 (アメリカ合衆国ペンシルベニア州) |
| ※ 常 州 朗 銳 東 洋 伝 動 技 術 有 限 公 司         | 本社／工場 (中華人民共和国常州市)   |
| ※ 成 都 永 貴 東 洋 軌 道 交 通 裝 備 有 限 公 司     | 本社／工場 (中華人民共和国成都市)   |
| ※ 北 京 京 車 双 洋 軌 道 交 通 牽 引 設 備 有 限 公 司 | 本社／工場 (中華人民共和国北京市)   |
| ※ 中 稀 東 洋 永 磁 電 機 有 限 公 司             | 本社／工場 (中華人民共和国常熟市)   |

## 8. 使用人の状況

### (1) 企業集団の使用人の状況

| 使用人の数  | 前期末比増減 |
|--------|--------|
| 1,146名 | △1名    |

(注) 使用人の数は、執行役員を含む正社員、特別社員、嘱託社員、契約社員、出向受入とし、パートタイマー等は除いています。

### (2) 当社の使用人の状況

| 使用人の数 | 前期末比増減 | 平均年令  | 平均勤続年数 |
|-------|--------|-------|--------|
| 784名  | △7名    | 43.1歳 | 17.1年  |

(注) 使用人の数は、執行役員を含む正社員、特別社員、嘱託社員、契約社員、出向受入とし、パートタイマー等は除いています。

## 9. 主要な借入先

| 借入先          | 借入額    |
|--------------|--------|
| 株式会社日本政策投資銀行 | 777百万円 |
| 株式会社三菱UFJ銀行  | 588百万円 |
| 株式会社横浜銀行     | 280百万円 |

(注) 1. 当連結会計年度末日の借入金残高を記載しております。  
2. 上記のほか、株式会社三菱UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン5,000百万円、株式会社横浜銀行を主幹事とするシンジケートローン2,000百万円の借入金及び金融機関3行からの借入金562百万円があります。

## II. 会社の株式に関する事項

- |             |                                |
|-------------|--------------------------------|
| 1. 発行可能株式総数 | 36,000,000株                    |
| 2. 発行済株式の総数 | 9,735,000株 (自己株式 524,746株を含む。) |
| 3. 株主数      | 6,060名                         |
| 4. 大株主      |                                |

| 株 主 名                    | 持株数 (千株) | 持株比率 (%) |
|--------------------------|----------|----------|
| 東日本旅客鉄道株式会社              | 973      | 10.56    |
| 東洋電機從業員持株会               | 509      | 5.53     |
| 東洋電機協力工場持株会              | 377      | 4.09     |
| 日本生命保険相互会社               | 337      | 3.66     |
| 三信株式会社                   | 293      | 3.18     |
| 株式会社三菱UFJ銀行              | 224      | 2.43     |
| 株式会社横浜銀行                 | 207      | 2.25     |
| オークラヤ住宅株式会社              | 206      | 2.23     |
| 野村信託銀行株式会社 (従業員持株会専用信託口) | 168      | 1.82     |
| 本間 常夫                    | 131      | 1.42     |

(注) 持株比率は、自己株式(524千株)を控除して計算しております。なお、自己株式には、当社従業員持株会専用信託口の所有する当社株式を含めておりません。

## 5. その他株式に関する重要な事項

### (1) 信託型従業員持株インセンティブ・プランの導入について

当社は、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与、福利厚生の拡充を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下、「本インセンティブ・プラン」といいます。)を2025年1月14日開催の取締役会の決議により導入いたしました。

本インセンティブ・プランは、当社が信託銀行に「東洋電機従業員持株会専用信託」(以下、「E-Ship信託」といいます。)を設定し、E-Ship信託は、設定後3年4カ月にわたり「東洋電機従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)が取得すると見込まれる数の当社株式をあらかじめ取得し、その後、信託終了まで毎月持株会に売却するものであり、E-Ship信託は当社株式を取得するため、当社保証による銀行借入を行っております。

なお、当社事業年度末にE-Ship信託が所有する当社株式数は168,400株であり、「4. 大株主」に記載のとおりです。

詳しくは当社ウェブサイト上に2025年1月14日掲載の『信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)』の導入についてをご参照ください。

### III. 会社役員に関する事項

#### 1. 取締役及び監査役の氏名等（2025年5月31日現在）

| 地 位         | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                               |
|-------------|---------|------------------------------------------------------------|
| 代表取締役<br>社長 | 渡 部 朗   | 内部監査担当                                                     |
| 取締役長<br>会   | 寺 島 憲 造 | 取締役会議長                                                     |
| 取締役         | 谷 本 憲 治 | 専務執行役員<br>(経営管理全般、内部統制、総務、人事、法務コンプライアンス、安全保障貿易管理、人事制度改革担当) |
| 取締役         | 貫 名 純   | 常務執行役員<br>(経営企画、グループ企業、財務、資材担当)                            |
| 取締役         | 水 元 公 二 | 株式会社日阪製作所取締役（社外）                                           |
| 取締役         | 間 狩 泰 三 |                                                            |
| 取締役         | 町 田 悠生子 | 五三・町田法律事務所 弁護士<br>ユアサ商事株式会社取締役（社外）                         |
| 常勤監査役       | 小 林 仁   |                                                            |
| 常勤監査役       | 高 木 俊 晴 |                                                            |
| 監査役         | 阿 部 公 一 |                                                            |
| 監査役         | 長谷川 恵 一 | 早稲田大学商学学術院教授                                               |

- (注) 1. 取締役 水元公二氏、間狩泰三氏及び町田悠生子氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。  
なお、各氏は、東京証券取引所に届出している独立役員であります。
2. 監査役 小林仁氏、阿部公一氏及び長谷川恵一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。  
なお、監査役 長谷川恵一氏は、東京証券取引所に届出している独立役員であります。
3. 2024年8月28日開催の第163回定時株主総会において貫名純氏が取締役に選任され、就任いたしました。
4. 2024年8月28日開催の第163回定時株主総会終結の時をもって、大坪嘉文氏は、任期満了により取締役を退任いたしました。

なお、当社は2025年6月1日付で以下のとおり執行体制の見直しを行いました。詳細は、2025年5月19日付『執行役員の異動に関するお知らせ』にて公表しておりますのでご参照ください。

| 地　位          | 氏　名     | 担当及び重要な兼職の状況                                                       |
|--------------|---------|--------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役<br>社長  | 渡 部 朗   | 内部監査担当                                                             |
| 取締役会<br>取締役長 | 寺 島 憲 造 | 取締役会議長                                                             |
| 取 締 役        | 谷 本 憲 治 | 専務執行役員<br>(経営管理全般、内部統制、総務、人事、<br>法務コンプライアンス、安全保障貿易管理、<br>人事制度改革担当) |
| 取 締 役        | 貫 名 純   | 専務執行役員<br>(経営企画、グループ企業、財務、資材担当)                                    |

【ご参考】取締役を兼務しない執行役員

| 地　位    | 氏　名     | 担当及び重要な兼職の状況                                        |
|--------|---------|-----------------------------------------------------|
| 常務執行役員 | 奥 山 直 樹 | 海外事業、生産、交通事業担当<br>TOYO DENKI RAILWAY SERVICE, LLC代表 |
| 常務執行役員 | 中 西 俊 人 | 品質管理、環境管理担当<br>横浜製作所長                               |
| 常務執行役員 | 畠 山 卓 也 | 新事業、技術・研究・開発、知財担当<br>開発センター長 兼 同センター技術管理部長          |
| 常務執行役員 | 中 納 千 秋 | 産業事業担当<br>産業事業部長 兼 滋賀竜王製作所長<br>株式会社ティーディー・ドライブ取締役社長 |
| 常務執行役員 | 大 塚 明 裕 | ICTソリューション事業担当<br>交通事業部長<br>兼 同事業部交通事業企画部長          |
| 執行役員   | 大 塚 貴 敏 | 資材部長 兼 品質管理部長                                       |
| 執行役員   | 山 井 俊 典 | 人事部長                                                |
| 執行役員   | 大 川 英 治 | デジタル戦略担当、デジタル戦略部長                                   |
| 執行役員   | 藪 井 誠一郎 | 経営企画部長 兼 グループ管理部長                                   |
| 執行役員   | 柿 沼 忠   | 産業事業部副事業部長<br>兼 同事業部産業事業企画部長 兼 北海道支店長               |
| 執行役員   | 浅 倉 敏 章 | 大阪支社長 兼 名古屋支社長                                      |
| 執行役員   | 濱 田 優   | 総務部長                                                |
| 執行役員   | 田 村 雅 之 | 財務部長                                                |
| 執行役員   | 飯 田 哲 史 | 交通事業部交通工場長<br>兼 同工場設計部長                             |
| 執行役員   | 桑 原 守   | 産業事業部産業営業統括部長                                       |
| 執行役員   | 川 端 則 光 | 洋電貿易（北京）有限公司総經理                                     |

## 2. 当社役員（取締役及び監査役）の報酬等

### (1) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役会において、次のとおり取締役の報酬等の決定方針を決議しております。

当社の取締役の報酬は、原則として金銭報酬とし、毎月支給する基本報酬と原則として年1回7月に支給する賞与で構成されています。社外取締役への賞与は独立性を確保する観点からありません。なお、取締役の報酬決定に関しては、役員報酬の決定プロセスの客觀性と透明性を高めるため、取締役会で決議した「指名・報酬諮問委員会規程」に基づき、社外取締役、代表取締役及び取締役会決議により選定された取締役で構成する「指名・報酬諮問委員会」において、審議・決定しています。

基本報酬は、当社が定める役職位ごとの基準に基づき、役割や責任度合い、担当領域の規模や難易度などにより、中長期的な観点も踏まえて決定しております。

賞与は、当社グループの単年度業績だけではなく、中期的な企業価値向上への動機付けとなるように中期経営計画の目標達成度などを総合的に勘案して決定しております。具体的には、当社グループの単年度業績（受注高・売上高・営業利益・経常利益・純利益）の達成度と貢献度合い、中期経営計画の目標達成度と貢献度合いなどの実績をもとに、当社が定める役職位ごとの基準に基づき決定しております。当該指標を選定した理由は、当社グループの持続的な企業価値向上に対する貢献度を測る指標として適切であると判断したためであります。また、当該指標の主な実績は「I. 企業集団の現況に関する事項」の「4. 財産及び損益の状況」をご参照ください。

なお、社外取締役を除く取締役の報酬年額に対する賞与の基準割合は、役職位に応じて30%～40%の範囲に設定しておりますが、前述の業績達成度等により0～1.5の係数を乗じて変動する仕組みにしております。

当社の監査役の報酬は、監査役の協議により決定されております。

### (2) 取締役及び監査役の報酬額に関する株主総会決議に関する事項

2006年8月29日開催の第145回定期株主総会において、取締役の報酬等限度額は、年額240百万円以内、監査役の報酬等限度額は、年額60百万円以内と決議いただいております。報酬に関する株主総会の承認時に、その対象となった取締役及び監査役の員数は、取締役7名及び監査役4名であります。

(3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定方法及び委任に関する事項

当社の取締役の個人別の報酬は、以下のメンバーで構成する「指名・報酬諮問委員会」において、審議・決定しております。同委員会は、上記の取締役の報酬等の決定方針に基づいて報酬基準を定め、適切に権限が行使できる体制としております。取締役会は、報酬基準が取締役の報酬等の決定方針に適っていると判断しております。

| 地 位        | 氏 名     | 委員に選定した理由                                          |
|------------|---------|----------------------------------------------------|
| 代表取締役社長    | 渡 部 朗   | 指名・報酬諮問委員会規程の定めによる。                                |
| 取締役会長      | 寺 島 憲 造 | 長年にわたる当社グループの経営経験があり、経営全般を俯瞰できる立場であるため。            |
| 取締役 専務執行役員 | 谷 本 憲 治 | 人事担当及び人事制度改革担当の執行役員として、当社グループの人事制度及び報酬制度に精通しているため。 |
| 社外取締役      | 水 元 公 二 | 指名・報酬諮問委員会規程の定めによる。                                |
| 社外取締役      | 間 狩 泰 三 |                                                    |
| 社外取締役      | 町 田 悠生子 |                                                    |

- (注) 1. 2024年9月13日開催の取締役会において、「指名・報酬諮問委員会」の構成を社外取締役、代表取締役及び取締役会決議により選定された取締役とする規程改定を行い、社外取締役の間狩泰三氏、町田悠生子氏を新たに同委員として選定いたしました。  
 2. 2024年10月15日開催の取締役会において、代表取締役社長を同委員会の委員長として選定いたしました。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額

| 区 分                  | 支 給 人 員     | 基 本 報 酉 の 額       | 業 績 連 動 賞 与 の 額 |
|----------------------|-------------|-------------------|-----------------|
| 取 締 役                | 8名          | 131百万円            | 57百万円           |
| 監 査 役                | 4名          | 40百万円             | -               |
| 合 計<br>(う ち 社 外 役 員) | 12名<br>(6名) | 171百万円<br>(36百万円) | 57百万円<br>(-)    |

- (注) 上記の取締役の支給人員には、2024年8月28日開催の第163回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

### 3. 社外役員に関する事項

#### (1) 重要な兼職先と当社との関係

| 区分  | 氏名    | 重要な兼職先・内容                          |
|-----|-------|------------------------------------|
| 取締役 | 水元公二  | 株式会社日阪製作所取締役（社外）                   |
| 取締役 | 間狩泰三  | 重要な兼職はありません。                       |
| 取締役 | 町田悠生子 | 五三・町田法律事務所 弁護士<br>ユアサ商事株式会社取締役（社外） |
| 監査役 | 小林仁   | 重要な兼職はありません。                       |
| 監査役 | 阿部公一  | 重要な兼職はありません。                       |
| 監査役 | 長谷川恵一 | 早稲田大学商学学術院教授                       |

(注) 当社は、上記記載の重要な兼職先との間にいずれも一般株主との利益相反となるような特別の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

| 区分  | 氏名    | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関する職務の概要                                                                                                                                                           |
|-----|-------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役 | 水元公二  | 当事業年度開催の取締役会には、開催された17回中すべてに出席し、豊富な企業経営の経験やCFOとしての財務会計に関する知見を活かして、当社の経営上有用な指摘、意見等を適宜述べております。<br>また、当社の指名・報酬諮問委員会に委員として参加し、取締役、執行役員等の指名案の策定及び報酬の決定に関して客観的な立場から有用な意見等を適宜述べております。              |
| 取締役 | 間狩泰三  | 当事業年度開催の取締役会には、開催された17回中すべてに出席し、国内外における豊富な企業経営の経験や技術に関する高度な専門知識を活かして、当社の経営上有用な指摘、意見等を適宜述べております。<br>また、2024年9月からは当社の指名・報酬諮問委員会に委員として参加し、取締役、執行役員等の指名案の策定及び報酬の決定に関して客観的な立場から有用な意見等を適宜述べております。 |
| 取締役 | 町田悠生子 | 当事業年度開催の取締役会には、開催された17回中すべてに出席し、主に労働法務に関する豊富な経験と幅広い知見を活かして、当社の経営上有用な指摘、意見等を適宜述べております。<br>また、2024年9月からは当社の指名・報酬諮問委員会に委員として参加し、取締役、執行役員等の指名案の策定及び報酬の決定に関して客観的な立場から有用な意見等を適宜述べております。           |
| 監査役 | 小林仁   | 当事業年度開催の取締役会には、開催された17回中すべてに出席し、また、監査役会にも15回中すべてに出席し、監査役としての豊富な経験と高い知見を活かして、当社の経営上有用な指摘、意見等を適宜述べております。                                                                                      |
| 監査役 | 阿部公一  | 当事業年度開催の取締役会には、開催された17回中すべてに出席し、また、監査役会にも15回中すべてに出席し、これまでに培われた財務的な知見と企業経営の経験を活かして、当社の経営上有用な指摘、意見等を適宜述べております。                                                                                |
| 監査役 | 長谷川惠一 | 当事業年度開催の取締役会には、開催された17回中すべてに出席し、また、監査役会にも15回中すべてに出席し、主に企業の財務や会計に関する高い知見を活かして、当社の経営上有用な指摘、意見等を適宜述べております。                                                                                     |

(注) 監査役 長谷川惠一氏は、早稲田大学商学学術院教授を務めており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(3) 責任限定契約の内容の概要

社外役員の会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をその責任の限度とする契約を締結することができる旨を当社定款において定めており、社外役員全員と、この責任限定契約を締結しております。

**4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要**

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結の上、1年毎に更新しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。

ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があります。

当該保険契約は、当社の取締役及び監査役を被保険者としており、被保険者は保険料の約10%に当たる会社からの損害賠償請求分の保険料を負担し、残りは当社が負担しております。

#### IV. 会計監査人に関する事項

##### 1. 会計監査人の名称 アーク有限責任監査法人

##### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

| 区分                                   | 金額    |
|--------------------------------------|-------|
| ①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額（注1）         | 43百万円 |
| ②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額        | 0百万円  |
| ③当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額（注2） | 43百万円 |

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、当事業年度に係る会計監査人の監査計画の内容及び報酬見積りの算出根拠並びに従前の事業年度における会計監査人の職務執行状況について検討し、報酬等について同意を行っております。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

##### 3. 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「英文財務諸表作成支援業務」を委託しております。

##### 4. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められるとき、その他必要と認められるときは、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

## V. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの基本方針）及び当該体制の運用状況の概要

### 1. 内部統制システムの基本方針

当社は、内部統制システムを整備し運用していくことが、経営上の重要事項であると考え、会社法第362条及び会社法施行規則第100条の規定に従い、効率的で適法かつ適正な業務の執行体制を整備する。本方針の実現をより確実にするため、取締役会の下部組織である内部統制委員会において、内部統制システムの運用状況を定期的に確認し、本方針の継続的見直しを実施する。

#### (1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、経営理念の一つである「倫理を重んじ社会・顧客に貢献する」ことを企業活動の原点としており、これを踏まえて制定した「コンプライアンスの手引き（東洋電機製造倫理規範）」を当社及び当社グループ会社全ての役職員に配付し、周知徹底を図る。また、グループ全体を対象とした年間研修計画に基づき研修を実施することにより、コンプライアンスに係る知識を高めるとともに企業倫理を尊重する意識を醸成する。
- ② 当社は、内部通報の受付窓口を社内及び社外に設置し、問題を早期に発見し、必要な措置を速やかに講じる。
- ③ 監査部は、業務執行の適正を確保するため当社及び当社グループ会社の内部監査を実施し、監査結果を取締役会に報告する。
- ④ 当社及び当社グループ会社は、内部統制を有効に機能させるため自己点検制度を導入し、モニタリングの充実を図る。
- ⑤ 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、有効かつ適切な内部統制を構築するとともに、その内部統制が適切に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うことにより金融商品取引法及びその他の関係法令等に対する適合性を確保する。
- ⑥ 当社及び当社グループ会社は、反社会的勢力と取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

#### (2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る保存すべき重要な情報は、法令及び社内規定の定めによる保存期間・方法により文書または電磁的媒体に記録し、適切に管理する。また、これら取締役の職務の執行に係る情報及びその保存・管理状況について、監査役がいつでも閲覧または監査することが可能な状態とする。

#### (3) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、取締役会のもとに設置した内部統制委員会において、リスク管理基本規程に基づき、当社及び当社グループ会社におけるリスクを分析、評価し、同委員会の報告に基づいて、リスクの種類、程度に応じた実効性のあるリスク管理体制を構築する。

- (4) 当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 当社は、業務分掌規程、職務権限規程、文書管理規則等の社内規定を整備するとともに、その適切な運用に努める。
  - ② 当社は、定時取締役会を毎月開催し、当社及び当社グループ会社の業務の執行状況を確認するとともに重要事項を決議する。必要に応じて臨時取締役会を開催する。
  - ③ 当社は、業務執行報告会を原則として毎月複数回開催し、当社及び当社グループ会社の業務の執行状況を確認する。
  - ④ 当社は、経営戦略会議を原則として毎月複数回開催し、当社及び当社グループ会社の業務執行における課題及び経営課題への対応を討議する。
  - ⑤ 監査部は、当社グループ会社の内部監査を実施し、必要に応じて業務改善を提言することにより、当社グループ会社の適正かつ効率的な業務執行を確保する。
- (5) 当社子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
- ① 当社は、グループ経営基本規程及びグループ経営運営要領に基づいて、当社グループ会社に対し、重要な事項の事前承認及びグループ経営上必要な事項の報告を義務付ける。
  - ② 当社は、国内グループ会社会議及び海外グループ会社会議を原則として各々年2回開催し、当社グループ会社の事業計画の進捗状況及び業務の執行状況を検証する。
- (6) 当社の監査役が監査役の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 当社は、監査役の監査活動を補助するために、監査役スタッフを配置する。その人選に関しては監査役と取締役が意見交換を行って決定する。また、当該使用人の監査役スタッフとしての業務に関しては取締役からの独立性を確保する。
- (7) 当社の監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 当社及び当社グループ会社の取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときや事業及び財務に重大な影響を及ぼす可能性があると判断したときは監査役に報告し、監査役が報告を求めた場合は速やかにこれに応じる。また、これらの報告をした者は、これらの報告をしたこと理由に不利な取扱いを受けないようにする。
  - ② 監査役は、取締役会並びに重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するために必要な社内会議に出席するほか、稟議書その他業務執行に関する重要な文書、議事録等を閲覧することができる。
  - ③ 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うほか、監査部及び会計監査人と連携を図り、監査計画や会計監査内容について説明を受けるなど情報交換を行う。
  - ④ 当社は、監査役の監査活動に要する費用のうち、定的に発生する費用については会社の経費予算に計上して支出し、臨時に発生した費用についてはその請求に基づいて支出する。また、監査役は、当社顧問弁護士とは別に顧問弁護士を委嘱し、定期的または必要な都度相談できる。

## 2. 内部統制システムの基本方針の運用状況の概要

### (1) コンプライアンスに関する事項

当社は、役職員のコンプライアンス意識の醸成と強化のため、「コンプライアンスの手引き（東洋電機製造倫理規範）」を当社及び当社グループ会社に勤務するすべての役職員に配付するとともに、年間研修計画に基づきコンプライアンスに関する社内研修を行っております。対象期間内には、パワーハラスマントに関する研修などを行いました。

### (2) 内部通報に関する事項

当社は、内部通報窓口を社内外に設けております。対象期間内の内部通報件数は3件です。通報を受信した場合は、関係法令及び社内規則に従って通報者保護を図り、必要により顧問弁護士に意見を求めるなど、適切に対応しております。

### (3) リスク管理に関する事項

当社は、リスク管理基本規程に基づき、四半期ごとに内部統制委員会において当社及び当社グループ会社における各分野のリスクについて審議を行っております。審議結果は都度取締役会に報告しております。

### (4) 取締役の職務の執行に関する事項

当社は、ガバナンス強化のため取締役会の監督機能と執行機能を分離し、執行権限を執行役員に委譲することにより、取締役会は主に監督機能を担っております。取締役及び執行役員の職務は、取締役会規則及び職務権限規程を整備することにより、効率的に行われています。

取締役会は、対象期間内に臨時開催を含め17回開催され、重要事項を適切かつ迅速に決議しております。

尚、取締役の職務の執行に関する情報は、担当部門が適切に保管しております。

### (5) 監査役の監査が実効的に行われることに関する事項

監査役は、取締役会ほか重要な会議への出席や稟議書の閲覧を行い、業務執行状況の把握や意思決定過程の確認を行っており、必要ある場合は意見を述べております。また、代表取締役や内部監査部門及び会計監査人と定期的に意見交換を行い、情報共有に努めております。

当社は、取締役の指揮命令系統から独立した監査役スタッフを配置し、監査役の監査が実効的に行える体制を整えております。

監査役会は、当社顧問弁護士とは別に顧問弁護士を委嘱しており、監査役は定期的または必要な都度相談しております。

### (6) 内部監査に関する事項

監査部は、内部監査計画に基づき、当社及び当社グループ会社の内部監査を実施し、監査結果を取締役会及び監査役に報告しております。

## VI. 会社の支配に関する基本方針

### 1. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なう虞のあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとはいえないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉などを行う必要があると考えています。

### 2. 基本方針の実現に資する取り組み

当社グループでは、2026年5月期を最終年度とする「中期経営計画2026」において、「新しい事業・製品の拡大」と「既存事業の徹底した収益体質の改善」を進め、「資本コストを意識した資産効率の改善」を行うことで、ROE 8 %を目指して取り組んでいます。

また、当社は、経営理念「倫理を重んじ、社会・顧客に貢献する」を企業活動の原点としており、企業倫理に基づくコンプライアンスの重要性を認識するとともに、社会環境、法制度等の経営環境の変化に対応した経営監視体制を隨時検討し、健全な経営を目指してコーポレート・ガバナンスの強化、充実を図っております。

### 3. 上記1.の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2008年7月14日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)を決定し、2008年8月26日開催の第147回定時株主総会における株主様のご承認を得て導入いたしました。その後、所要の変更を行ったうえ、直近では2023年8月29日開催の第162回定時株主総会における株主様のご承認を得て継続いたしました(以下、「本プラン」といいます。)。

本プランは、当社株式等に対して大規模な買付行為等が行われようとした場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設定しております。

大規模買付者がこの大規模買付ルールを遵守しなかった場合、またはルールが遵守されている場合であっても、当該行為が株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置をとることとしております。

本対抗措置の発動に当たっては、当社取締役会はその決定の合理性・公正性を担保するため、独立委員会を設置しており、上記判断における独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、必要に応じて株主総会の承認を得て対抗措置の発動を決議します。

また、その判断の概要については適宜、開示いたします。

本プランの詳細につきましては、2023年7月13日付『当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の継続について』においてその全文を公表しております、また、当社ホームページ(<https://www.toyodenki.co.jp>)上にも掲載しておりますので、ご参照ください。

#### 4. 上記3.の取り組みについての取締役会の判断及びその判断にかかる理由

本プランは、当社株式に対する大規模買付等が行われた場合に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上するための枠組みであり、①経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を全て充足しており、かつ、企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容にも準じていること、②当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること、③取締役会において決議された本プランは定期株主総会において株主の皆様のご承認を得て導入しておりますが、その後の当社株主総会において本プランの継続及び廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い、変更または廃止されるなど株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっていること、④対抗措置の発動等に関する取締役会の恣意的判断を排し、取締役会の判断及び対応の客観性、合理性を確保するため当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外取締役及び社外有識者で構成する独立委員会を設置し、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みが確保されていること、⑤本プランの発動については、予め定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保していること、⑥本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、いつでも廃止することができること、また当社取締役の任期は1年であること、などからその公正性・客観性が担保されており、企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連 結 貸 借 対 照 表

(2025年5月31日現在)

(単位 百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流動資産	30,086	流動負債	17,244
現金及び預金	5,007	支払手形及び買掛金	2,496
受取手形、売掛金及び契約資産	15,161	電子記録債務	5,014
電子記録債権	1,640	短期借入金	4,585
商品及び製品	752	未払費用	1,107
仕掛け品	3,553	未払法人税等	891
原材料及び貯蔵品	3,770	未払消費税等	80
前渡金	16	契約負債	214
未収入金	157	預り金	126
その他の	356	役員賞与引当金	56
貸倒引当金	△327	賞与引当金	1,044
固定資産	23,124	受注損失引当金	944
有形固定資産	5,177	製品保証引当金	413
建物及び構築物	3,124	その他の	268
機械装置及び運搬具	385	固定負債	8,580
土地	1,246	長期借入金	4,622
建設仮勘定	2	長期未払金	11
その他の	418	退職給付に係る負債	3,933
無形固定資産	159	その他の	12
ソフトウエア	137	負債合計	25,825
その他の	22	純資産の部	
投資その他の資産	17,786	株主資本	21,384
投資有価証券	14,178	資本金	4,998
繰延税金資産	292	資本剰余金	3,177
その他の	3,318	利益剰余金	14,122
貸倒引当金	△2	自己株式	△914
資産合計	53,210	その他の包括利益累計額	6,000
		その他有価証券評価差額金	5,256
		為替換算調整勘定	627
		退職給付に係る調整累計額	117
		純資産合計	27,385
		負債及び純資産合計	53,210

連結損益計算書

(2024年6月1日から)
(2025年5月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売 上 高	40,539
売 上 原 価	29,936
売 上 総 利 益	10,603
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	8,219
営 業 利 益	2,384
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	3
受 取 配 当 金	255
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	211
そ の 他 の 営 業 外 収 益	76
	547
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	75
支 払 手 数 料	69
為 替 差 損	79
納 期 遅 延 に よ る 延 滞 金	94
そ の 他 の 営 業 外 費 用	28
	346
経 常 利 益	2,584
特 別 利 益	
投 資 有 價 証 券 売 却 益	281
特 別 損 失	
減 損 損 失	38
損 害 補 償 損 失	119
	157
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	2,708
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	990
法 人 税 等 調 整 額	△410
当 期 純 利 益	2,128
親会社株主に帰属する当期純利益	2,128

連結株主資本等変動計算書

(2024年6月1日から)
(2025年5月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,998	3,177	12,299	△596	19,878
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当	—	—	△279	—	△279
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	—	—	2,128	—	2,128
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	△578	△578
自 己 株 式 の 処 分	—	△25	—	260	234
自己株式処分差損の振替	—	25	△25	—	—
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,823	△317	1,505
当 期 末 残 高	4,998	3,177	14,122	△914	21,384

(単位 百万円)

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	5,696	485	9	6,191	26,070
当 期 変 動 額					
剩 余 金 の 配 当	—	—	—	—	△279
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	—	—	—	—	2,128
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	△578
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—	234
自己株式処分差損の振替	—	—	—	—	—
株主資本以外の項目の当 期 変 動 額 (純 額)	△439	141	107	△190	△190
当 期 変 動 額 合 計	△439	141	107	△190	1,315
当 期 末 残 高	5,256	627	117	6,000	27,385

連 結 注 記 表

I 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 7社

東洋工機㈱、泰平電機㈱、東洋産業㈱、㈱ティーディー・ドライブ、東洋商事㈱、洋電貿易（北京）有限公司、常州洋電展雲交通設備有限公司

(2) 非連結子会社数 3社

SIAM TOYO DENKI Co.,Ltd.、TOYO DENKI RAILWAY SERVICE, LLC.、成都双洋軌道交通裝備有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためです。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 2社

常州朗銳東洋伝動技術有限公司、北京京車双洋軌道交通牽引設備有限公司

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社数 5社

非連結子会社

SIAM TOYO DENKI Co.,Ltd.、TOYO DENKI RAILWAY SERVICE, LLC.、成都双洋軌道交通裝備有限公司

持分法非適用関連会社

成都永貴東洋軌道交通裝備有限公司、中稀東洋永磁電機有限公司

持分法の適用範囲から除いた理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

(3) 持分法適用会社のうち、決算日が連結決算日と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る財務諸表を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、洋電貿易（北京）有限公司及び常州洋電展雲交通設備有限公司の決算日は12月31日であるため、3月31日に仮決算を行っております。ただし、仮決算日までの間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。なお、その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度と同一です。

4. 重要な会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外の…… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却もの 原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

(2) デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法

(3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品 …… 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品 …… 移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

(4) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……… 定率法 但し1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取（リース資産を除く）得した建物附属設備及び構築物については定額法

無形固定資産……… 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間(5年)に基づく定額法（リース資産を除く）

リース資産……… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(5) 引当金の計上基準

貸倒引当金……… 債権の貸倒の損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金……… 役員に対する成果反映型報酬（賞与）支給に備え、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

賞与引当金……… 従業員に対する賞与支給に備え、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

受注損失引当金……… 受注契約に係る将来の損失に備え、当連結会計年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を引当計上しております。

製品保証引当金……… 将来の無償修理に備え、当連結会計年度末において将来の費用が見込まれ、かつ、当該費用額を合理的に見積もることが可能なものについて、見積無償修理費を引当計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に電気機器の製造販売及び設置・据付工事を行っております。

製品の販売は、顧客により検収された時点で支配が移転し、履行義務が充足されることから、当該検収の時点で収益を認識しております。

ただし、製品の国内販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常である場合には出荷時に収益を認識しております。

また、工事契約等の一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。

進捗度の見積り方法は見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法	繰延ヘッジ処理によっております。 ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。
ヘッジ手段	金利スワップ
ヘッジ対象	借入金の利息
ヘッジ方針	デリバティブ取引についての取組方針は取締役会で決定され、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を利用することとしております。
ヘッジ有効性評価 の方法	ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略しております。

② グループ通算制度の適用

当社及び国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

II 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結計算書類における取扱いの見直しに関する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。

当該会計方針の変更は遡及適用されておりますが、当連結会計年度の連結計算書類に与える影響はありません。

III 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、連結計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 棚卸資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

(単位 百万円)

科目	当連結会計年度
商品及び製品	752
仕掛品	3,553
原材料及び貯蔵品	3,770
合計	8,075

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の評価基準は、製品・仕掛品については個別法による原価法、原材料及び貯蔵品については移動平均法による原価法（いずれも、収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

棚卸資産の評価を行うにあたっては、正味売却価額に基づいて収益性の低下を検討しております。また、一定期間を超えて滞留する棚卸資産は収益性の低下の事実を反映するため、規則的に帳簿価額を切り下げております。

収益性の低下の判定については、過去から蓄積された出入庫データ及び滞留データ、需要等を基に滞留期間ごとに一定の評価減割合を設定し、一定期間を経過又は一定の回転期間を超えるものについて、収益性が低下したものとみなしております。

市場環境や受注状況に急激な変動が生じ、評価に用いた仮定と実際の状況が大きく乖離した場合、棚卸資産評価損の追加計上が必要となるおそれがあり、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

IV 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2025年1月14日開催の取締役会の決議により、当社グループ従業員に対する当社グループの中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与と、福利厚生の拡充、及び株主としての資本参加によるエンゲージメントの向上等を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」(以下、「本プラン」といいます。)を導入しております。

① 取引の概要

本プランは、「東洋電機従業員持株会」(以下、「本持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「東洋電機従業員持株会専用信託口」(以下、「E-Ship信託」といいます。)を設定し、E-Ship信託は、今後3年4ヵ月間にわたり本持株会が取得すると見込まれる規模の当社普通株式を、取引先金融機関からの借入金を原資として当社からの第三者割当によって予め取得します。その後は、E-Ship信託から本持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点でE-Ship信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、E-Ship信託が当社普通株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落によりE-Ship信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点でE-Ship信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することになります。

② 信託に残存する自社の株式

E-Ship信託に残存する当社株式を、E-Ship信託における帳簿価額（付随費用を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度末204百万円、168,400株です。

③ 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度末 204百万円

V 連結貸借対照表に関する注記

1. 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

受取手形	776百万円
売掛金	7,732百万円
契約資産	6,652百万円

2. 担保に供されている資産に係る事項

担保に供されている資産の内容及びその金額

建物及び構築物	2,585百万円
機械装置及び運搬具	149百万円
土地	1,201百万円
有形固定資産「その他」	156百万円
合計	4,092百万円

担保に係る債務の金額

短期借入金	525百万円
長期借入金	1,237百万円
合計	1,763百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額 19,800百万円

4. 偶発債務

売掛債権及び手形債権流動化に伴う買戻義務 52百万円

5. 棚卸資産及び受注損失引当金の表示

損失が見込まれる工事契約に係る棚卸資産は、これに対応する受注損失引当金を相殺表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る棚卸資産と受注損失引当金の相殺額は、102百万円（うち、商品及び製品3百万円、仕掛品98百万円）であります。

VI 連結損益計算書に関する注記

1. 売上原価のうち受注損失引当金繰入額 395百万円

2. 減損損失

当社グループは、以下の資産グループについて、減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
東洋電機製造(仮)伊豆高原荘 (静岡県伊東市)	保養所	建物等	38百万円

当社グループは、減損損失を把握するにあたり、事業用資産については、継続的に収支の管理を行っている管理会計上の事業区分に基づきグルーピングを行っており、遊休資産等については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

上記資産については、保養施設の売却の方針を決定したことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失に計上しております。

その内訳は、土地23百万円、建物及び構築物等15百万円であります。

VII 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の総数

種類	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度増加 株式数(株)	当連結会計年度減少 株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	9,735,000	—	—	9,735,000

2. 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年8月28日 定時株主総会	普通株式	279	30.0	2024年5月31日	2024年8月29日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2025年8月27日 定時株主総会	普通株式	644	利益剰余金	70.0	2025年5月31日	2025年8月28日

(注)2025年8月27日定時株主総会決議の配当額の総額には、E-ship信託が保有する当社株式に対する配当金11百万円を含めております。

VIII 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは資金運用については、短期的な預金等に限定し、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により調達しております。

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権については、当社グループの与信管理方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、必要に応じた与信調査の実施により取引先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式等であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該株式は、定期的に時価や財務状況等を把握しております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

借入金及び社債のうち、短期借入金は主に運転資金に係る資金の調達であり、社債及び長期借入金は、主に設備投資計画に係る資金の調達です。デリバティブについては、金利変動リスク及び為替変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針とし、実需の範囲内で行っており、取締役会の承認を経て行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年5月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

(単位 百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
投資有価証券	13,115	13,115	—
資産計	13,115	13,115	—
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	9,207	9,179	△27
負債計	9,207	9,179	△27

(注) 1 現金及び預金、受取手形、売掛金、電子記録債権、支払手形及び買掛金、電子記録債務、短期借入金、未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(注) 2 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度 (百万円)
非上場株式	1,062

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	—	—	—	—
その他有価証券	—	—	—	—
株式	13,115	—	—	13,115
資産計	13,115	—	—	13,115
該当事項はありません	—	—	—	—
負債計	—	—	—	—

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
該当事項はありません	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
長期借入金	—	9,179	—	9,179
負債計	—	9,179	—	9,179

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

なお、長期借入金の時価については、1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

IX 貸借等不動産に関する注記

貸借等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

X 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

報告セグメント別に顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりです。

(単位：百万円)

			当連結会計年度 (自2024年6月1日 至2025年5月31日)	
報告セグメント	交通事業	国内鉄道	14,826	
		海外鉄道	10,147	
		その他	2,849	
		小計	27,822	
	産業事業	生産・加工設備	2,678	
		自動車用試験機	2,730	
		発電・電源	2,383	
		その他	3,102	
		小計	10,895	
	ICTソリューション事業	ICTソリューション	1,817	
		小計	1,817	
その他（注）			3	
合計			40,539	
顧客との契約から生じる収益			40,539	
外部顧客への売上高			40,539	

(注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、労働者派遣に関する業務などです。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「4. 重要な会計方針に関する事項（7）重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	9,017
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	10,209
契約資産（期首残高）	4,588
契約資産（期末残高）	6,652
契約負債（期首残高）	129
契約負債（期末残高）	214

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当連結会計年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は41,154百万円であり、当社グループは、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて主に1年から3年の間で収益を認識することを見込んでおります。

XI 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額……………	3,028円72銭
2. 1株当たり当期純利益……………	231円29銭

(注)E-ship信託が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当連結会計年度 168,400株)。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております(当連結会計年度 53,292株)。

XII 重要な後発事象に関する注記

(取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2025年7月14日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しました。これに伴い、本制度に関する議案を2025年8月27日開催予定の第164回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしました。

(1)本制度の導入目的等

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度の導入に当たり、対象取締役に対しては①当社の普通株式あるいは②当社の普通株式を取得するための金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2006年8月29日開催の第145回定時株主総会において、当社の取締役の報酬等限度額は、年額240百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記報酬枠とは別枠にて設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

(2)本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する報酬は、①当社の普通株式あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、対象取締役は、当社の取締役会の決議に基づき、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。本制度に基づき対象取締役に対して支給する当社の普通株式又は金銭債権の総額は、年額32百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年25,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

本制度に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、金銭債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、対象取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭債権の払込みを要しないものといたしますが、対象取締役に対して支給する当社普通株式の額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引の終値）を基礎として当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本制度に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給する場合には、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として扱い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。この場合における1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬諮問委員会への諮問を経たうえで、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分及びその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中に譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬を導入する予定です。

貸借対照表

(2025年5月31日現在)

(単位 百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	27,023	流動負債	18,347
現金及び預金	4,448	支払手形	239
受取手形、売掛金及び契約資産	14,297	買掛金	2,356
電子記録債権	1,270	電子記録債権	4,623
製品	677	短期借入金	4,585
仕掛け品	2,524	未払料金	103
原材料及び貯蔵品	3,027	未払費用	897
前渡金	12	未払法人税等債務	768
前払費用	200	未払法人税等債務	193
未収入金	167	契約預り金	2,295
短期貸付金	598	役員賞与引当金	56
その他の貸倒引当金	124	受注損失引当金	753
	△325	製品保証引当金	920
		その他の	403
			150
固定資産	20,333	固定負債	8,187
有形固定資産	4,905	長期借入金	4,622
建物	2,923	長期未払金	11
構築物	88	退職給付引当金	3,547
機械及び装置	299	その他の	6
車両運搬器具	0		
工具、器具及び備品	339	負債合計	26,534
土地	1,243	純資産の部	
建物仮勘定他	2	株主資本	15,955
その他の	7	資本金	4,998
無形固定資産	89	資本剰余金	3,177
ソフトウエア	71	資本準備金	3,177
その他の	17	利益剰余金	8,694
投資その他の資産	15,338	利益準備金	533
投資有価証券	13,692	その他利益剰余金	8,160
関係会社株式	510	別途積立金	1,600
関係会社出資金	421	繰越利益剰余金	6,560
繰延税金資産	396	自己株式	△914
その他の	320	評価・換算差額等	4,866
貸倒引当金	△2	その他有価証券評価差額金	4,866
資産合計	47,357	純資産合計	20,822
		負債及び純資産合計	47,357

損益計算書

(2024年6月1日から)
 (2025年5月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金 額
売 上 高	35,310
売 上 原 価	27,184
売 上 総 利 益	8,125
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	6,452
営 業 利 益	1,673
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	619
そ の 他 の 営 業 外 収 益	55
	675
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	87
支 払 手 数 料	69
為 替 差 損	81
納 期 遅 延 に よ る 延 滞 金	94
そ の 他 の 営 業 外 費 用	5
	339
経 常 利 益	2,009
特 別 利 益	
投 資 有 價 証 券 売 却 益	281
	281
特 別 損 失	
減 損 損 失	38
損 害 補 償 損 失	119
	157
税 引 前 当 期 純 利 益	2,132
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	796
法 人 税 等 調 整 額	△381
当 期 純 利 益	414
	1,718

株主資本等変動計算書

(2024年6月1日から)
2025年5月31日まで)

(単位 百万円)

資 本 金	株 主 資 本			
	資 本 剰 余 金			
	資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 本 剰 余 金 合 計	
当 期 首 残 高	4,998	3,177	—	3,177
当 期 変 動 額				
剩 余 金 の 配 当	—	—	—	—
当 期 純 利 益	—	—	—	—
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—
自 己 株 式 の 処 分	—	—	△25	△25
自己株式処分差損の振替	—	—	25	25
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	—
当 期 末 残 高	4,998	3,177	—	3,177

(単位 百万円)

利 益 溢 余 金	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金			自 己 株 式		
	利 益 溢 余 金	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 合 計			
当 期 首 残 高	533	1,600	5,147	7,281	△596	14,860
当 期 変 動 額						
剩 余 金 の 配 当	—	—	△279	△279	—	△279
当 期 純 利 益	—	—	1,718	1,718	—	1,718
自 己 株 式 の 取 得	—	—	—	—	△578	△578
自 己 株 式 の 処 分	—	—	—	—	260	234
自己株式処分差損の振替	—	—	△25	△25	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	1,412	1,412	△317	1,095
当 期 末 残 高	533	1,600	6,560	8,694	△914	15,955

(単位 百万円)

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 產 合 計
	その他の有価証券 評価差額金	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	5,385	5,385	20,246
当 期 変 動 額			
剩 余 金 の 配 当	—	—	△279
当 期 純 利 益	—	—	1,718
自 己 株 式 の 取 得	—	—	△578
自 己 株 式 の 処 分	—	—	234
自己株式処分差損の振替	—	—	—
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△519	△519	△519
当 期 変 動 額 合 計	△519	△519	575
当 期 末 残 高	4,866	4,866	20,822

個別注記表

I 重要な会計方針に関する事項

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式 …… 移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等 …… 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理

以外のもの し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等 …… 移動平均法による原価法

2. デリバティブ取引により生じる正味の債権（及び債務）の評価基準及び評価方法

時価法

3. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

製品・仕掛品 …… 個別法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

原材料及び貯蔵品 …… 移動平均法による原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

4. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産…… 定率法 但し1998年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取
(リース資産を除く) 得した建物附属設備及び構築物については定額法

無形固定資産…… 定額法 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用期間(5年)に基づく定額法
(リース資産を除く)

リース資産…… 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金…… 債権の貸倒の損失に備え、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権に
については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金…… 役員に対する成果反映型報酬（賞与）支給に備え、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額
を計上しております。

賞与引当金…… 従業員に対する賞与支給に備え、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金 …… 従業員に対する退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、
当事業年度末に発生している額を計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による
定額法により、発生年度の翌事業年度から費用処理することとしております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額
法により費用処理することとしております。

受注損失引当金 …… 受注契約に係る将来の損失に備え、当事業年度末において将来の損失が見込まれ、かつ、当該損失
額を合理的に見積もることが可能なものについて、損失見込額を引当計上しております。

製品保証引当金 …… 将来の無償修理に備え、当事業年度末において将来の費用が見込まれ、かつ、当該費用額を合理的
に見積もることが可能なものについて、見積無償修理費を引当計上しております。

6. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計
処理の方法と異なっております。

7. 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、主に電気機器の製造販売及び設置・据付工事を行っております。

製品の販売は、顧客により検収された時点で支配が移転し、履行義務が充足されることから、当該検収の時点で収益を認識しております。

ただし、製品の国内販売において、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常である場合には出荷時に収益を認識しております。

また、工事契約等の一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき収益を認識しております。

進捗度の見積り方法は見積総原価に対する発生原価の割合（インプット法）で算出しております。

8. その他計算書類作成のための重要な事項

① ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。

ただし、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金の利息

ヘッジ方針 デリバティブ取引についての取組方針は取締役会で決定され、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を利用することとしております。

ヘッジ有効性評価 ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であるため、有効性の判定は省略しております。

② グループ通算制度の適用

当社は、グループ通算制度を適用しております。

II 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

III 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 棚卸資産の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

(単位 百万円)

科目	当事業年度
製品	677
仕掛品	2,524
原材料及び貯蔵品	3,027
合計	6,229

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

棚卸資産の評価基準は、製品・仕掛品については個別法による原価法、原材料及び貯蔵品については移動平均法による原価法（いずれも、収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

棚卸資産の評価を行うにあたっては、正味売却価額に基づいて収益性の低下を検討しております。また、一定期間を超えて滞留する棚卸資産は収益性の低下の事実を反映するため、規則的に帳簿価額を切り下げております。

収益性の低下の判定については、過去から蓄積された出入庫データ及び滞留データ、需要等を基に滞留期間ごとに一定の評価減割合を設定し、一定期間を経過又は一定の回転期間を超えるものについて、収益性が低下したものとみなしております。

市場環境や受注状況に急激な変動が生じ、評価に用いた仮定と実際の状況が大きく乖離した場合、棚卸資産評価損の追加計上が必要となるおそれがあり、翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

IV 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、2025年1月14日開催の取締役会の決議により、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与と、福利厚生の拡充、及び株主としての資本参加によるエンゲージメントの向上等を目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship®）」（以下、「本プラン」といいます。）を導入しております。

① 取引の概要

本プランは、「東洋電機従業員持株会」（以下、「本持株会」といいます。）に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「東洋電機従業員持株会専用信託口」（以下、「E-Ship信託」といいます。）を設定し、E-Ship信託は、今後3年4ヵ月間にわたり本持株会が取得すると見込まれる規模の当社普通株式を、取引先金融機関からの借入金を原資として当社からの第三者割当によって予め取得します。その後は、E-Ship信託から本持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点でE-Ship信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、当社は、E-Ship信託が当社普通株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落によりE-Ship信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点でE-Ship信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、当社が当該残債を弁済することになります。

② 信託に残存する自社の株式

E-Ship信託に残存する当社株式を、E-Ship信託における帳簿価額（付随費用を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末204百万円、168,400株です。

③ 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当事業年度末 204百万円

V 貸借対照表に関する注記

1. 担保に供されている資産に係る事項

担保に供されている資産の内訳及びその金額

建物	2,570 百万円
構築物	14 百万円
機械及び装置	149 百万円
車両運搬具	0 百万円
工具、器具及び備品	156 百万円
土地	1,201 百万円
合計	4,092 百万円

担保に係る債務の金額

短期借入金	525 百万円
長期借入金	1,237 百万円
合計	1,763 百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

17,962 百万円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

関係会社に対する短期金銭債権	1,177 百万円
関係会社に対する短期金銭債務	2,469 百万円

4. 棚卸資産及び受注損失引当金の表示

損失が見込まれる工事契約に係る棚卸資産は、これに対応する受注損失引当金を相殺表示しております。

損失の発生が見込まれる工事契約に係る棚卸資産と受注損失引当金の相殺額は、102百万円（うち、製品3百万円、仕掛品98百万円）であります。

VI 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との営業取引による取引高

売上高	1,224 百万円
仕入高	3,773 百万円
販売費及び一般管理費	483 百万円

2. 関係会社との営業取引以外による取引高

486 百万円

3. 売上原価のうち受注損失引当金繰入額

390 百万円

4. 減損損失

当社は、以下の資産グループについて、減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
東洋電機製造㈱伊豆高原荘 (静岡県伊東市)	保養所	建物等	38百万円

当社は、減損損失を把握するにあたり、事業用資産については、継続的に収支の管理を行っている管理会計上の事業区分に基づきグルーピングを行っており、遊休資産等については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

上記資産については、保養施設の売却の方針を決定したことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失に計上しております。

その内訳は、土地23百万円、建物及び構築物等15百万円であります。

VII 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

種類	当事業年度期首株式数 (株)	当事業年度増加株式数 (株)	当事業年度減少株式数 (株)	当事業年度末株式数 (株)
普通株式	406,671	479,475	193,000	693,146

(注) 1. 当事業年度末の自己株式数には、東洋電機従業員持株会専用信託口が保有する当社株式168,400株を含めております。

(注) 2. 増加株式数の内訳は、次のとおりであります。

2024年1月11日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加	172,400株
2025年1月14日開催の取締役会決議に基づく自己株式の取得による増加	125,300株
東洋電機従業員持株会専用信託口による当社株式の取得	180,700株
単元未満株式の買取りによる増加	1,075株

(注) 3. 減少株式数の内訳は、次のとおりであります。

東洋電機従業員持株会専用信託口への当社株式の処分	180,700株
東洋電機従業員持株会専用信託口から当社持株会への売却	12,300株

VIII 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
棚卸資産評価損	279 百万円
減損損失	561 百万円
退職給付引当金	1,116 百万円
賞与引当金	267 百万円
受注損失引当金	191 百万円
貸倒引当金繰入超過額	103 百万円
関係会社株式評価損	100 百万円
棚卸資産除却損	77 百万円
売上原価否認	316 百万円
その他	168 百万円
繰延税金資産小計	3,184 百万円
評価性引当額	△573 百万円
繰延税金資産合計	2,611 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△2,214 百万円
繰延税金負債合計	△2,214 百万円
繰延税金資産の純額	396 百万円

(グループ通算制度の適用)

当社は、グループ通算制度を適用しております。

(法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正)

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以降開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2026年4月1日以降開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産（繰延税金負債の金額を控除した金額）が18百万円減少し、法人税等調整額が44百万円増加、その他有価証券評価差額金が63百万円減少しております。

IX 関連当事者との取引に関する注記

子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金または出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
連結子会社	泰平電機㈱	東京都板橋区	100百万円	バス・鉄道車両用ドアエンジンの製造・販売	100.0	同社製品の購入等	資金預り(注)1	△40	預り金	1,108
	東洋産業㈱	東京都大田区	200百万円	電気機器の販売及び修理・保守・点検、電子計算機付属装置の保守サービス、消耗品及び部品の販売	100.0	当社製品の販売及び保守サービス、部品の販売等	資金預り(注)1	26	預り金	751

(注) 1. 当社グループは、資金の効率化を図ることを目的としたキャッシュ・マネジメント・システムを利用しておあり、取引金額は前事業年度末残高からの変動額を記載しております。

なお、子会社への資金の貸付及び子会社からの資金の預りについては、市場実勢を勘案して利率を決定しております。

X 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

連結注記表と同一であります。

XI 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|--------------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額..... | 2,302円87銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益..... | 186円70銭 |

(注)E-ship信託が保有する当社株式を、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております(当事業年度 168,400株)。また、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式数に含めております(当事業年度 53,292株)。

XII 重要な後発事象に関する注記

(取締役に対する譲渡制限付株式報酬制度の導入)

当社は、2025年7月14日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議しました。これに伴い、本制度に関する議案を2025年8月27日開催予定の第164回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしました。

(1)本制度の導入目的等

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度の導入に当たり、対象取締役に対しては①当社の普通株式あるいは②当社の普通株式を取得するための金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2006年8月29日開催の第145回定時株主総会において、当社の取締役の報酬等限度額は、年額240百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記報酬枠とは別枠にて設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

(2)本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する報酬は、①当社の普通株式あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、対象取締役は、当社の取締役会の決議に基づき、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。本制度に基づき対象取締役に対して支給する当社の普通株式又は金銭債権の総額は、年額32百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とし、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年25,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

本制度に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、金銭債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、対象取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭債権の払込みを要しないものといたしますが、対象取締役に対して支給する当社普通株式の額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引の終値）を基礎として当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本制度に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給する場合には、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。この場合における1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬諮問委員会への諮問を経たうえで、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分及びその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中に譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬を導入する予定です。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年7月18日

東洋電機製造株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 德 永 剛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野 村 興 治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東洋電機製造株式会社の2024年6月1日から2025年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東洋電機製造株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2025年7月18日

東洋電機製造株式会社

取締役会 御中

アーク有限責任監査法人
東京オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 德 永 剛
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 野 村 興 治
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東洋電機製造株式会社の2024年6月1日から2025年5月31日までの第164期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するためには、経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年6月1日から2025年5月31日までの第164期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年7月23日

東洋電機製造株式会社 監査役会

常勤監査役 小林 仁 印

常勤監査役 高木 俊晴 印

監査役 阿部 公一 印

監査役 長谷川 恵一 印

監査役 小林仁、監査役 阿部公一及び監査役 長谷川恵一は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

【期末配当に関する事項】

当期の期末配当につきましては、株主各位への継続的かつ安定的な利益還元と、当社の企業体質の強化等を総合的に勘案いたしまして、普通配当を1株につき70円といたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭

② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金70円

総額644,717,780円

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年8月28日

〈ご参考〉

■配当政策

継続的かつ安定的に配当性向30%以上の配当を実施することを基本方針としたうえで、株主からの負託に応えるため、配当原資確保に必要な収益力を強化し、利益の拡大による増配をすることを目標に掲げております。

第2号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（7名）は任期満了となりますので、取締役7名（うち3名は社外取締役）の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当、 重要な兼職の状況及び候補者とした 理由等	候補者の有する 当社の株式数
1	わたなべ あきら 渡部 朗 (1959年11月22日生) 再任	1982年4月 当社入社 2002年6月 当社開発本部事業創成グループ長 2005年6月 当社生産本部横浜製作所交通工場 制御設計グループマネージャー 2008年8月 当社研究センター副センター長 2011年5月 当社事業開発部EVシステムグループマネージャー 2013年8月 当社事業開発部長 2015年8月 当社執行役員経営企画部長 2016年8月 当社取締役就任、交通事業部長 2018年6月 当社取締役常務執行役員交通事業部長兼同事業部海外営業部長 2018年8月 当社取締役常務執行役員交通事業部長 2019年8月 当社取締役専務執行役員交通事業部長兼横浜製作所長 2020年8月 当社代表取締役社長（現在に至る）	13,226株

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当、 重要な兼職の状況及び候補者とした 理由等	候補者の有する 当社の株式数
2	<p style="text-align: center;">てらしま　けんぞう 寺島 憲造 (1948年8月18日生) 再任</p>	<p>1972年4月 当社入社 2001年7月 当社交通システム事業部海外営業部長 2002年8月 当社執行役員営業本部副本部長 2004年8月 当社取締役就任、営業本部長 2006年8月 当社取締役交通事業部長 2008年8月 当社常務取締役 2009年8月 当社代表取締役専務 2012年8月 当社代表取締役副社長 2013年8月 当社代表取締役社長 2020年8月 当社代表取締役会長 2022年8月 当社取締役会長（現在に至る）</p> <p>【候補者とした理由】</p> <p>寺島憲造氏は、2013年から代表取締役社長、2020年から2022年まで代表取締役会長として経営体質の強化やグローバル化を推進し、経営全般を俯瞰する立場から当社グループの成長を牽引してきました。2022年からは取締役会長として特に実効性のある取締役会の運営や当社グループのガバナンスの強化を推進してきました。</p> <p>これらの知見と経験を活かして当社グループ全体の経営に対し適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。</p>	19,260株

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当、 重要な兼職の状況及び候補者とした 理由等	候補者の有する 当社の株式数
3	たにもと 谷本 憲治 (1958年4月17日生) 再任	<p>1981年4月 日本生命保険相互会社入社 2004年3月 同社財務第三部長 2009年3月 同社本店財務第二部長 2010年3月 同社財務第一部長 2012年4月 当社入社経営企画部担当部長 2012年6月 当社財務部長 2014年8月 当社執行役員財務部長 2016年8月 当社上席執行役員大阪支社長 2018年6月 当社常務執行役員大阪支社長 2021年5月 当社常務執行役員 2022年8月 当社取締役就任、専務執行役員（現在に至る）</p> <p>【候補者とした理由】</p> <p>谷本憲治氏は、2012年の当社入社以来、生命保険会社での豊富な投融資等の業務経験を活かし財務関連業務に従事し、その後、大阪支社長や経営企画、総務、人事などの担当執行役員を務めるなど、当社グループ全体の経営に対する知見と経験を有しております。2022年からは取締役として当社グループ全体の経営に対し適切に監督しております。</p> <p>これらの知見と経験を活かして当社グループ全体の経営に対し適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。</p>	5,647株

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当、 重要な兼職の状況及び候補者とした 理由等	候補者の有する 当社の株式数
4	<p style="text-align: center;">ぬきな　じゅん 貫名　純 (1965年5月12日生) 再任</p> <p>1988年4月 株式会社三和銀行（現株式会社三菱UFJ銀行）入行 2010年5月 同行虎ノ門支社法人第一部長 2013年10月 同行営業第三本部営業第十部長 2017年9月 当社入社財務部担当部長 2018年9月 当社財務部長 2020年12月 当社執行役員財務部長 2022年8月 当社執行役員経営企画部長兼同部グループ管理室長 2023年12月 当社常務執行役員経営企画部長 2024年8月 当社取締役就任、常務執行役員 2025年6月 当社取締役専務執行役員（現在に至る）</p> <p>【候補者とした理由】</p> <p>貫名純氏は、2017年の入社以来、金融機関における豊富な業務経験を活かして財務関連業務に従事し、その後、経営企画部長や同部グループ管理室長を務めるなど、当社グループ全体の経営に対する知見と経験を有しております。2024年からは取締役として当社グループ全体の経営に対し適切に監督しております。</p> <p>これらの知見と経験を活かして当社グループ全体の経営に対し適切な監督を行い、持続的な成長と企業価値の向上に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者といたしました。</p>	2,100株	

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当、 重要な兼職の状況及び候補者とした 理由等	候補者の有する 当社の株式数			
5	<p style="text-align: center;">まかり　たいぞう 間狩 泰三 (1959年1月19日生)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>再任</td></tr> <tr><td>社外</td></tr> <tr><td>独立</td></tr> </table>	再任	社外	独立	<p>1983年4月 帝人株式会社入社 1998年10月 同社エンジニアリング研究所 　　エンジニアリング商品開発室長 2004年4月 帝人エンテック株式会社事業企画管理グループ長 　　兼施設動力部長 2010年4月 帝人エンジニアリング株式会社設計センター長 　　兼化工設計部長 　　兼帝人株式会社C E N O付（設備投資関連担当） 2010年6月 帝人エンジニアリング株式会社取締役 2011年6月 同社代表取締役常務取締役 2012年4月 帝人株式会社帝人グループ欧州総代表 　　兼Teijin Holdings Netherlands B.V. 社長 2013年4月 同社帝人グループ理事 2014年4月 同社エンジニアリング部門長 　　兼C S R最高責任者補佐（防災担当） 2017年4月 同社帝人グループ執行役員 　　エンジニアリング管掌 　　兼C S R管掌補佐（防災担当） 2018年6月 インフォコム株式会社取締役 2020年4月 帝人株式会社帝人グループ常務執行役員 2021年4月 同社顧問 技術アドバイザー 2021年8月 当社取締役就任（社外）（現在に至る） 2022年4月 帝人株式会社 技術アドバイザー（現在に至る）</p> <p>【候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>間狩泰三氏は、国内外における豊富な企業経営の経験や技術に関する高度な専門的知見を有しており、これまでに培われた幅広い識見とグローバルな視点を活かして、当社取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言を行ってきました。</p> <p>また、指名・報酬諮問委員会委員として、当社の取締役等の選任案の策定や取締役等の報酬の審議・決定に対し、客観的立場から有用な意見を述べております。</p> <p>今後も当社取締役会の意思決定について有用な助言・提言を期待し、同氏を引き続き、社外取締役候補者といたします。</p> <p>【在任期間】</p> <p>間狩泰三氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって4年となります。</p>	0株
再任						
社外						
独立						

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況及び候補者とした理由等	候補者の有する当社の株式数
6	<p>まちだ ゆきこ 町田 悠生子 (1984年3月24日生)</p> <p>再任 社外 独立</p>	<p>2009年12月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 新四谷法律事務所入所</p> <p>2012年12月 五三・町田法律事務所設立 同事務所パートナー（現在に至る）</p> <p>2017年4月 第二東京弁護士会労働問題検討委員会副委員長（現在に至る）</p> <p>2023年8月 当社取締役（社外）就任（現在に至る）</p> <p>2023年10月 東京紛争調整委員会委員（現在に至る）</p> <p>2024年6月 ユアサ商事株式会社取締役（社外）（現在に至る）</p> <p>【候補者とした理由及び期待される役割の概要】 町田悠生子氏は、弁護士の資格を有しており、第二東京弁護士会労働問題検討委員会副委員長を務めるなど、特に労働法務について高い識見を有しており、その経験から、当社取締役会の意思決定の適法性・妥当性を確保するための助言・提言と当社人事労務の課題に関する助言・提言を行ってきました。 また、指名・報酬諮問委員会委員として、当社の取締役等の選任案の策定や取締役等の報酬の審議・決定に対し、客観的立場から有用な意見を述べております。 今後も当社取締役会の意思決定や当社人事労務の課題について有用な助言・提言を期待し、同氏を引き続き、社外取締役候補者といたします。 なお、同氏が社外取締役を務めるユアサ商事株式会社と当社との間に取引関係はありません。</p> <p>【在任期間】 町田悠生子氏は、現在、当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本定時株主総会終結の時をもって2年となります。</p>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当、重要な兼職の状況及び候補者とした理由等	候補者の有する当社の株式数			
7	<p style="text-align: center;">すぎざき やすあき 杉崎 康昭 (1957年5月17日生)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr><td>新任</td></tr> <tr><td>社外</td></tr> <tr><td>独立</td></tr> </table>	新任	社外	独立	<p>1988年4月 株式会社神戸製鋼所入社 2011年4月 同社執行役員技術開発本部開発企画部長 2013年4月 同社常務執行役員技術開発本部長 2014年6月 同社常務取締役技術開発本部長 2015年4月 同社専務取締役全社技術統括 2016年4月 同社取締役専務執行役員 社長付 株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ顧問 2016年6月 株式会社大阪チタニウムテクノロジーズ代表取締役社長 2024年6月 同社相談役（現在に至る）</p> <p>【候補者とした理由及び期待される役割の概要】</p> <p>杉崎康昭氏は、株式会社神戸製鋼所において、技術開発部門の要職を歴任後、株式会社大阪チタニウムテクノロジーズの代表取締役社長として、企業の持続的な成長及び中長期的な企業価値向上に向けて強いリーダーシップを発揮し、事業の収益力向上や変革に取り組むなど優れた経営マネジメント力を有しております。これまでの経験から当社取締役会の意思決定における適法性・妥当性を確保するための有用な助言・提言を期待できるため、社外取締役候補者といたしました。</p> <p>なお、同氏が相談役を務める株式会社大阪チタニウムテクノロジーズと当社との間に取引関係はありません。</p>	0株
新任						
社外						
独立						

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
 2. 間狩泰三氏、町田悠生子氏及び杉崎康昭氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であります。
 また、当社は各氏を独立役員として東京証券取引所に届出しております。
 3. 当社の取締役である各候補者の当社における担当及び重要な兼職の状況は、事業報告Ⅲ.1.取締役及び監査役の氏名等（14～16ページ）に記載のとおりであります。
 4. 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役との間に、同法第423条第1項に定める損害賠償責任に関し、法令が規定する額を限度とする契約を締結することができる旨を当社定款において定めております。本議案が承認可決され、間狩泰三氏、町田悠生子氏及び杉崎康昭氏が選任された場合、上記責任限定契約は間狩泰三氏、町田悠生子氏に引き続き効力を有するものとし、杉崎康昭氏とは上記責任限定契約を締結する予定です。
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約で填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

〈ご参考〉

■取締役のスキルマトリクス

第2号議案が承認された後の取締役の専門性及び経験

氏名	社外	専門性を発揮できる領域及び経験						
		企業経営	営業/ マーケティング	研究開発/ 技術	製造/ 品質管理	海外事業	人事/労務	会計/財務
渡 部 朗		●	●	●	●	●		
寺 島 憲 造		●	●	●	●	●		
谷 本 憲 治		●	●				●	●
貫 名 純		●	●			●		●
間 狩 泰 三	●	●		●	●	●		
町 田 悠 生 子	●						●	●
杉 崎 康 昭	●	●	●	●	●			

〈ご参考〉

■社外役員の独立性基準

会社法の要件を満たすことの他、東証の「上場管理等に関するガイドライン」に準拠し、以下の各項に該当しないこととする。

- (1) 当該社外役員が、業務執行者(※)として在籍している会社が、製品・部品・役務の対価として当社及び当社子会社から支払いを受け、または当社及び当社子会社に対して支払いを実施している場合に、過去3年間において1事業年度でもその額がいづれかの会社の連結売上高の2%を超えている場合。
- (2) 当該社外役員が、法律・会計・税務の専門家、コンサルタント(法人の場合はその法人に所属する者)として当社及び子会社から直接10百万円を超える報酬を、過去3年間において1事業年度でも受取っている場合。
- (3) 当該社外役員が、業務を執行する役員を務めている非営利団体に対する当社からの寄付金が、過去3年間において1事業年度でも10百万円を超えていている場合。
- (4) 当該社外役員が、過去3年間において直接または間接に当社の議決権の10%を超える大株主またはその業務執行者である場合。
- (5) 当該社外役員の2親等以内の親族が、以下に該当する場合。
 - ・過去3年間において当社または当社子会社の業務執行者(重要でない者は除く)
 - ・前項(1)～(4)に該当する者(重要でない者は除く)

(※) 業務執行者：業務執行取締役、執行役、執行役員、支配人その他使用人

以上

第3号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等限度額は、2006年8月29日開催の第145回定時株主総会において、年額240百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案により支給される報酬は、①当社の普通株式、あるいは②当社の普通株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権とし、対象取締役は、当社の取締役会の決議に基づき、当社の普通株式の発行又は処分を受けるものといたします。

本議案に基づき支給される報酬としての当社の普通株式又は金銭債権の総額は、年額32百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。

なお、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、金銭債権を支給せずに当社の普通株式を支給する場合、当該普通株式は、対象取締役の報酬として発行又は処分されるものであり、当該普通株式と引換えにする現物出資財産としての金銭債権の払込みを要しないものといたしますが、対象取締役に対して支給する1株当たりの当社普通株式の額は、当社の普通株式の発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該発行又は処分される当社の普通株式1株当たりの金額として算出いたします。

一方、本議案に基づき支給される報酬として、対象取締役に対して、譲渡制限付株式を取得するための現物出資財産としての金銭債権を支給する場合には、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものといたします。この場合における1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

対象取締役に対して発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年25,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬諮問委員会への諮問を経たうえで、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）であります。第2号議案「取締役7名選任の件」が原案どおり承認可決されると、取締役は7名（うち社外取締役3名）となります。

また、本議案に基づく、対象取締役に対する当社の普通株式の発行又は処分及びその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の報酬等の決定方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整合するよう、当該方針を変更する予定であり、後述【ご参考】欄に概要を記載しています。）その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 謾渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した直後の時点までの間（以下「謹渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、謹渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「謹渡制限」という。）。

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 謹渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、謹渡制限期間が満了した時点をもって謹渡制限を解除する。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、謹渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合には、謹渡制限を解除する本割当株式の数及び謹渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い謹渡制限が解除された直後の時点において、なお謹渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記（1）の定めにかかわらず、当社は、謹渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、謹渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、謹渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、謹渡制限が解除された直後の時点において、なお謹渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

なお、本議案が承認されることを条件に、当社の取締役を兼務しない執行役員に対しても、本制度と同様の謹渡制限付株式の付与のための報酬を導入する予定です。

【ご参考】

取締役の報酬等の決定方針（概要）

1. 取締役の報酬等の基本原則と決定機関

報酬等の種別	金銭報酬		非金銭報酬
	基本報酬	成果報酬	譲渡制限付株式報酬
社外取締役を除く取締役	○	○	○
社外取締役	○		
報酬等限度額（年額）	240百万円以内		32百万円以内
個人別報酬の決定機関	指名・報酬諮問委員会		取締役会

2. 報酬ごとの決定方針

(1) 基本報酬

①役職位ごとに定める基準を基に決定し、毎月支給する。

(2) 成果報酬

①役職位ごとに定める基準を基に、つぎの業績指標を総合的に勘案して決定し、年1回7月に支給する。

- ・当社グループの単年度業績（受注高、売上高、営業利益、経常利益、純利益）
- ・中期経営計画の目標進捗度と貢献度合い

②成果報酬の報酬年額に対する基準割合は、原則として役職位に応じて30%～40%の範囲とし、業績指標の達成度により変動する仕組みとする。

(3) 譲渡制限付株式報酬（以下、「RS」といいます。）

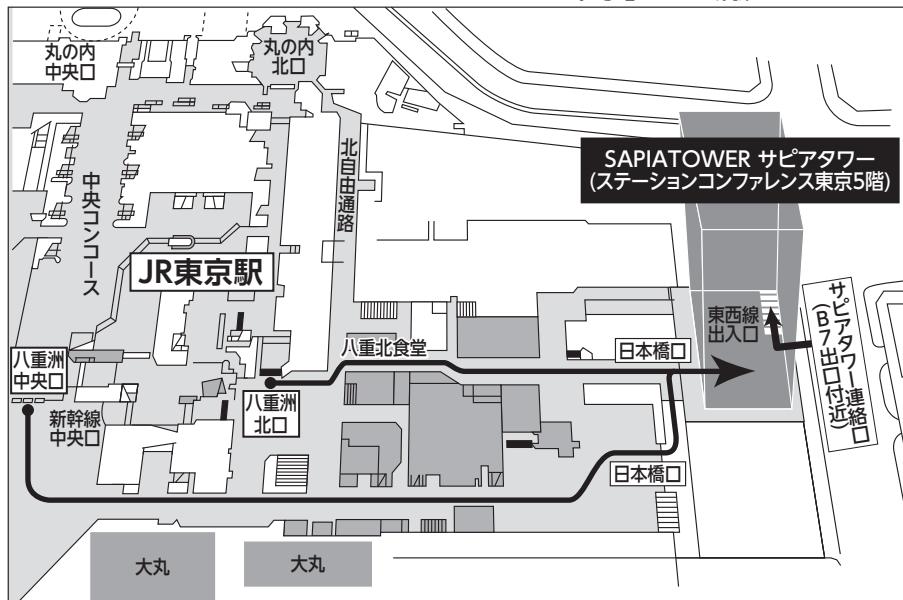
①役職位ごとに定める基準を基に決定し、年1回10月に割り当てる。

②RSの報酬年額に対する基準割合は、原則として役職位に応じて3%～20%の範囲とする。

③RSは、在任中の譲渡を禁止し、退任時に譲渡制限を解除する。

④譲渡制限期間中に法令または社内規程等に重要な点で違反した場合、割当て株式の全てを当社が無償で取得する。

東洋電機製造株式会社
定時株主総会会場ご案内図
会場 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー5階
「ステーションコンファレンス東京」501会議室



【交通のご案内】

J R 東京駅新幹線専用改札口（日本橋口）

徒歩 1 分

J R 東京駅八重洲北口改札口

徒歩 2 分

東京メトロ東西線大手町駅 サピアタワー連絡口

(B7出口付近)より1階エントランスにダイレクト・イン 徒歩 1 分

※駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

※ご来場に当たりサポートが必要な方は事前にお電話でご連絡くださいますようお願い申し上げます。

東洋電機製造株式会社

電話 (03) 5202-8121 (代表)

(土日祝日・弊社夏季一斉休暇(8月12日から8月15日)を除く)